

平成30年度
第4回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成30年7月10日開会

高松市農業委員会

平成30年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年7月10日（火）午後2時30分開会

開催場所 高松市防災合同庁舎502会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 17番 花澤 均
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 豊島 俊治
- 副主 幹 横井 和久
- 主 査 稲積 直子
- 主任技師 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第10号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について
- 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第12号 農地転用許可後の事業実施の勧告について
- 議案第13号 平成31年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見の募集について
（平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について(回答)）
- 報 告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について
- 報 告2 農業相談会の開催について
- 報 告3 平成30年度農地の利用状況調査について

議 長(会長) ただ今から平成30年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

なお、花澤委員、宮武委員、神内委員から欠席、佃俊子委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は2番真鍋委員、7番高砂委員の御兩名を指名いたします。

(佃俊子委員 入室、着席)

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用する予定のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

2番と3番は、賃貸人が別の農家へ譲渡するため香川県農地機構の前身である香川県農業振興公社を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

4番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が経営を縮小するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、農地の一部を国土交通省が収用することに伴い残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

7番は、賃借人が農業を廃止することから残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権3番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権6番のとおりです。

3番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番のとおりです。

4番は、貸人の事情により返還を受けたものです。

5番と6番は、借人が役員になっている法人へ貸付先を変更するため一たん返還したものです。

7番は、貸人の子が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借11番のとおりです。

議案書3ページをお開きください。

8番は、貸人が転用する予定のため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、平成25年12月20日付けで賃貸共同住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借1番と関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が203.08平方メートル有ります。

2番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和42年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の

農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が156.52平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを224枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から近く事業性を確保する必要最低限の転用面積で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、四国電力への系統連系に係る契約も平成29年12月19日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年6月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、農業機械の大型化に伴い、納屋を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができず、第1種農地の不許可の例外、農業用施設用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年3月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が301平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、経営する法人事務所への貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が131平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在居住する店舗兼住宅が子供の成長に伴い手狭になったことから、専用住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを240枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は傾斜のある耕作のし難い休耕地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、四国電力への系統連系に係る契約も29年5月29日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番と関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、昭和52年12月6日付けで、住宅平屋建1棟として届出を受理していましたが、諸事情により県外での仕事を継続せざるを得ない状況となり、事業計画を遂行できず現在に至っておりましたが、この度、承継者である個人から、申請地に親族と同居する住宅の建築要望があり、非農家の自己住宅用地として許可後の承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権33番に関連しています。

2番は、平成26年12月3日付けで、露天資材置場・駐車場として転用許可を受けていましたが、転用者が農地転用許可後の平成27年7月に法人化し、完了前に資材置場を拡張する必要が生じ、この度、承継者である法人から、露天資材置場用地として許可後の承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借13番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、三笠会長、真鍋委員と私の3名で、現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番、5番及び賃借権の1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、私と真鍋委員から報告をします。

まず、私から議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東100メートルに在り、25区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、琴電琴平線岡本駅北東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に面し交通の利便性が良く、1キロメートルほど東には小学校・高校や商業施設があり、閑静な住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立円座小学校北西900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松西インターチェンジや主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松西インターチェンジ南東500メートルに在り、建築資材の販売及び建築工事の請負等を営む転用者が、更なる事業展開を行うことから、国分寺町国分にある高松西支店を申請地に移転し、併用宅地には新たな事務所を、申請地には倉庫を建築するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松西インターチェンジに近く、主要地方道三木・国分寺線及び円座・香南線に面し交通の利便性が良く資材の運搬に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,109.92平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは真鍋委員が説明します。

真鍋委員 現地調査委員の真鍋です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市立山田中学校北400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が127平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 ページをお開きください。賃借権について説明します。

1 番の申請地は、サンメッセ香川南東1.7キロメートルに在り、木太町にある既存の惣菜工場が老朽化し手狭で閉鎖することから、新たな惣菜工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に面し高松中央インターチェンジへのアクセスも容易で交通の利便性が良く、惣菜を配送するのに適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、2箇所の調整池を設置するなど被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道、水路も含め併用宅地等が2,049.96平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市立香南小学校南東900メートルに在り、転用者は広告・宣伝用の旗等の製造・販売業を営んでおり、事業の拡大に伴い平成18年に既存資材置場及び駐車場に工場を建築したことから、その駐車場不足を解消するため新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、平成12年3月に土地改良法による換地処分の行なわれた土地で、第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し事業効率及び交通の利便性が良く、申請地東隣に換地処分前に宅地化された敷地面積合計が2,994平方メートルの本社及び工場・事務所があり、第1種農地の不許可の例外、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろから一部利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,994平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第6号のうち、賃借権1番については、真鍋委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限に該当しますので、真鍋委員に退室をお願いいたします。また、皆様には、他の案件に先立ち本件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による真鍋委員の退室誘導をお願いします。

(真鍋委員退室)

議 長 議事に戻りまして、賃借権1番について事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、賃借権1番について御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、医療器械器具製造販売業を営んでいる転用者が、医療機器及び介護用品等の販売需要に対応するためショールームと会議室が必要となったことから、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、賃借権1番について御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、賃借権1番について許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号のうち、賃借権1番については、許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による真鍋委員の入室誘導をお願いします。

(真鍋委員 入室、着席)

議 長 引き続きまして、その他の案件について事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案につい

て、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番の転用者は、自宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和30年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番の転用者は、建設業を営んでおり駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、太陽光発電事業を営んでおり発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを300枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成30年1月17日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番の転用者は、放送事業を営んでおり、ラジオ放送所のアンテナを支える支線の土台に係るメンテナンス用の駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4,552.29平方メートルあります。

6番の転用者は、貸テナント業を営んでおり、賃貸需要に対応するため貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、不動産業を営んでおり宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページをお開きください。

9番は、県道に歩道を設置するため宅地の一部が買収されるのに伴い、代替の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が399.47平方メートルあります。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が90.26平方メートルあります。

12番の転用者も、不動産業を営んでおり、経営する既存駐車場が手狭となったことから、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番の転用者も、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番の転用者も、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番の転用者は、不動産賃貸業を営んでおり、賃貸需要に対応するため貸宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページをお開きください。

16番の転用者は、個人で宅地建物取引業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番の転用者は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番の転用者は、社会福祉事業を営んでおり、経営している特別養護老人ホームの駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、特別養護老人ホームに近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに申請地の一部が造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番の転用者は、障害者福祉サービス事業所を運営する法人で、新たな障害者福祉サービス事業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存福祉施設に隣接し事業連携し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が251.71平方メートルあります。

21番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することがないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が205.34平方メートルあります。

22番は、総会前日に行政書士から取下げ申し出があり欠番となりました。

議案書10ページをお開きください。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が36平方メートルあります。

26番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

27番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いができ親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

29番の転用者は、造園業を営んでおり、経営する法人の資材置場が手狭となったことから、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所から近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

30番は、所有地の一部が県が施工する香東川河川改修事業の用地として買収されるため、買収予定地に存在する物置小屋等の移転及び、買収予定地に計画していた長男が営む産業廃棄物収集業の事業用駐車場を代替整備するため、露天貸駐車場・資材置場・物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、買収予定地から近く、自宅にも隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

33番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

34番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設に近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が818.75平方メートルあります。

35番の転用者は、建設業を営んでおり、事務所横の市道の道幅が狭く運搬時の業務に支障が出てきたため、新たに利便性の良い場所に事務所・車庫・露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道に面し交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

36番の転用者は、総合建設業を営んでおり、事業の拡大に伴い事務所が手狭になった

ため事務所・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存事務所から近く交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することがないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が11.71平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

38番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が485.07平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

39番の転用者は、不動産業を営んでおり、コンビニエンスストアの貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道11号線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,599.06平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権10番に関連しています。

40番の転用者は、ユニットハウス等のリース業を営んでおり、経営する法人の事業量の増大に伴い貸ユニットハウス置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設の拡張であり、利便性・事業効率から他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が15,522.11平方メートルあります。

議案書12ページを御覧ください。

42番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・坂出線に150メートルと近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

43番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

45番の転用者は、建築業を営んでおり、事業の拡大により資材置場が手狭になったため露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通の利便性が良く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請について御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

2番の転用者は、保育園に関する事業企画、経営の請負業を営んでいる法人で、待機児童解消のため保育園用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、ショッピングセンターを営んでいる法人で、申請地横で新たな店舗を建設し営業する予定ですが、駐車場が不足するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

4番の転用者は、分譲マンションの管理組合で、多額の維持管理費が掛かる機械式駐車場の廃止に伴い、代替え露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、テニスクラブを経営している法人で、事業を拡大するためテニスコート拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,331平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14ページを御覧ください。

7番の転用者は、食料・衣料品等の小売業を営んでいる法人で、新たな惣菜工場を近くに建設することから、多数の従業員や近隣住民の通行の利便性向上のため道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、道路の拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、土木建築業を営んでいる法人で、借地により資機材置場を確保していましたが、所有者からの返還申出があったため代替地が必要となり、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設から近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。なお、申請地は、平成18年に農地法第5条第1項の規定による賃借権の許可を受けていましたが、当時許可を得た転用事業者

が一部農地復元し転用地を返還していたため本申請がなされたものです。

9番の転用者は、土木建設業を営んでおり、受注した公共工事の施工に際し、工事期間中の露天資材置場及び仮設事務所を確保する必要から、平成30年12月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は、不動産業を営んでいる法人で、コンビニエンスストアのための貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道・県道に面し立地条件が良く利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,599.06平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権39番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請について御説明申しあげます。

16ページを御覧ください。

1番は、父所有の農地を借り受けて非農地の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

2番は、父所有の農地を借り受けて住宅兼店舗・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年ごろに一部建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が30平方メートルあります。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が181.02平方メートルあります。

6番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページを御覧ください。

11番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が63.12平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

12番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

13番の転用者は、平成27年の開業より順調に事業が伸び資材置場が手狭となったため、役員所有の農地を借り受けて新たな事務所・露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に120メートルと近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年5月に造成・建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が145平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権39件、賃借権9件、使用貸借14件、計62件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はカボチャを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、転用地と自作地を相互に交換するもので、取得後は隣接地と一体利用して水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。

4番も、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は小麦、野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出され、要件は満たします。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り

渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、競売農地を落札したもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書19ページをお開きください。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブルーベリーを栽培するものです。

8番は、譲渡人が耕作不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出され、要件は満たします。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、薬草を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番、3番に関連しています。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出され、要件は満たします。

13番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。

14番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

15番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

17番は、小作地を小作人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が10年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が水田裏作により3箇月間借り受けて野菜を栽培するものです。期間終了後は、基盤強化促進法による利用権を設定し貸借を継続します。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて小麦、野菜を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しています。

2番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

3番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

4番は、隣接農地を太陽光発電設備用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により永年借り受けるものです。農地法第4条の規定による許可申請11番に関連しています。

5番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借12番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、賃借権2件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は昭和62年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、平成30年6月8日に分筆し、以前より所有農地のための道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1の2ページを御覧ください。平成30年5月31日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり平成30年5月31日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は、高松市塩江町安原上に在る山林及び畑計3筆等、合計0.3618ヘクタールです。

4ページに位置図を付しています。

5ページには農地法第5条許可に伴う工事完了届を付しています。これは、開発区域に畑が1筆あるため、平成25年8月16日付けで農地法第5条の一時転用の許可を受け花崗土採取による農地造成を行っていましたが、その工事が完了したため添付されたものです。この畑部分については、3ページの協議書中段の備考欄に記載のとおり工事完了済のため、今後開発行為は行いません。

6ページ以降には現況平面図、土地利用計画図、変更前後の排水計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土砂採取後の農地造成で、変更内容は、開発行為の実施期間を平成30年5月31日から33年5月31日まで延長し、沈砂池の設置数を2箇所から1箇所に変更するものです。

6月22日に塩江町地区担当委員と地区担当で現地確認を実施し、地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長等されても、農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。

そこで、高松市長へは資料1ページ下段の案のとおり、「本採取行為の期間延長等に当たっては、これまで同様、計画地の周辺に在る農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

次に、資料1の2の2ページを御覧ください。平成30年6月7日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり平成30年6月7日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は、高松空港から北東へ1.5キロメートルに位置する香南町岡字清水の山林等6筆、1.0711ヘクタールです。

4ページ以降には、位置図、地籍図、利用計画平面図、緑化計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土砂採取後の資材置場用地の造成で、変更内容は、開発行為の実施期間を平成30年6月9日から33年6月8日まで延長し、進入路の位置変更等に伴い開発面積を1.067ヘクタールから1.0711ヘクタールに変更するものです。

6月28日に香南町地区担当委員と地区担当とで土砂採取場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施し、開発区域の周辺には農地はないが裾野に農地があることを確認しました。

地元委員と協議した結果、本開発による重大な影響はないとの判断をいただきましたので、高松市長へは1ページ下段の案のとおり「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと。なお、支障が生じた場合は協議者が責任を負うこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第9号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について2件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、議案第10号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定につい

てを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第10号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申しあげます。

地籍調査は、国土調査法に基づき、本市が事業を実施しております。資料2の2ページをお開きください。

平成30年6月12日付けで高松市長より庵治町字葛原地区での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

6月15日に庵治町地区担当委員・事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については3ページから8ページの農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

3ページを御覧ください。

1番の葛原2710番は、地目が田であります。現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

以下同様に、山林・公衆用道路・用悪水路・墓地・宅地等現況に合わせて農地以外の土地として回答する予定です。

1ページに回答の概要をまとめておりますのでお開きください。先ほどの表右部分の地籍調査後の土地の表示54件のうち、農地から農地の件数が1件、農地から農地以外の土地が53件です。

なお、農地以外の土地については現況及び利用状況から判断し、地区担当委員と協議した結果、原状回復命令は発しないということで回答したいと考えておりますので、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については原案のとおり決定し回答することにいたします。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成30年7月5日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第

3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

ページ中段の箱書き内に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございます、今回の除外申請の件数合計が5件、合計面積で2,153.01平方メートルでございます。

次に、2ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件、面積が1,925平方メートルです。

最後に、3ページを御覧ください。

1番は、農業用施設である肉用牛の牛舎を申請地に建築するため、また、2番はオリブの加工・販売所を申請地に建築するため農用地利用計画の用途区分を農地から農業用施設に変更するもので、2件、面積合計が3,757平方メートルです。

以上、議案第11号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については異議ない旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農地転用許可後の事業実施の勧告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第12号 農地転用許可後の事業実施の勧告について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

第7地区部会から定例総会への議案上程要請があったため御審議いただくものです。

理由といたしまして、1ページの1にございますが、平成28年8月30日付けで農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた2ページ記載の土地について、29年1月16日付けで造成工事が完了した旨の工事進捗状況報告書が農業委員会へ提出されたものの、工事完了予定日である同年3月31日を過ぎても、転用目的である店舗等の建築工事の着手が確認できず放棄された状態となっていることから、29年度第7回定例総会議決によ

り30年2月13日付けで転用事業者に対して6ページの「農地転用許可後の転用事業の促進について」の文書を発出し、今後の事業方針及び許可条件遵守に対する認識について文書による回答を依頼していましたが、報告期限である文書受領後3ヶ月を過ぎても回答がないため地権者からの要望も勘案し、第7地区部会からの要請により、3ページに添付の勧告書（案）を発出するものです。

転用の内容につきましては、4・5ページに平成28年8月農地部会議案書の処理簿をつけておりまして、4ページの7番の案件、排水管理設の関係で3条関連がありまして5ページの4番の案件です。

地権者の意向は、平成29年12月時点と変わっておらず、造成済みであり農地復元は望んでおらず、転用者の変更を希望しているという状況であります。

勧告書の内容ですが、3ページを御覧ください。転用許可を受けた土地について事業実施が進んでいないことから、すみやかに許可申請書に記載した工事を完成させ、許可の目的に供すること。また、転用計画を取りやめる場合は、原状回復し、取消願の提出を行う旨の勧告書であります。

記の1から5までに記載の内容については、6ページの転用許可後の転用事業の促進についての文書内容と変わるところはありません。

以上、農地転用許可後の事業実施の勧告について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり承認し、発出することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御発言、御異議が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり承認し、発出することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成31年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷農政課長補佐 議案第13号 平成31年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について（平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について（回答））について御説明申しあげます。

まず、かつこ書きの平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について（回答）から御説明申しあげます。

縦開きの資料5の2を御覧ください。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、昨年10月23日に市

長に提出しました改善意見とそれに対する関係部署からの回答を項目ごとにまとめたものでございます。

1 ページの1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善についての(1)平成29年度から新たに「高松市担い手確保・育成総合対策事業」を開始し、認定農業者のより一層の規模拡大を支援するとともに、経営感覚に優れた担い手の確保・育成を促進することとしているが、認定農業者等担い手が、農業機械を更新する場合、規模拡大や規模に応じた機械の性能を基本とするなど要件が厳しいことから、その補助要件を緩和すること。一方、小規模零細農家等は補助対象になっておらず、将来において、農業生産の縮小や遊休農地の拡大に繋がるため、多様な担い手に対する補助制度を創設することについてでございます。

農林水産課からは、認定農業者や集落営農組織による農業機械の導入・更新に当たっては、「香川県地域を支える集落営農推進強化事業」等の補助事業を活用して支援を行っている。

補助事業については、費用対効果等の観点から、一定の規模拡大や機械の大型化等が補助要件となっているため県に対して要件の緩和を要望した。

小規模零細農家等のうち意欲のある農家については、認定農業者へ誘導するとともに、単独では営農が困難な農家については、集落営農組織の設立や参加を促すため新たに「高松市集落営農組織育成事業」を創設し、集落営農の組織化を検討している農業者等に対する支援を実施したと回答されています。

次に、2 ページ(2)地域の担い手への農用地利用集積については、担い手が営農できなくなったときの混乱も想定されることから、集落営農組織の確保・育成が重要であり、組織の法人化、農地集積による規模拡大、経営の多角化等を促進し、収益性の向上と地域での雇用創出が可能な組織へと誘導すること。さらに、その推進に当たっては、中心となるリーダーや会計担当者も存在する多面的機能支払組織と連携を図ること。

また、集落の農地全てを農地中間管理機構が借り受けた上で、集落の担い手が営農部門と地域資源管理部門を担う法人を設立し、その法人に貸し付け、さらには、法人は直接経営するほか、個々の担い手に特定農作業受委託を行うなど、新たな農地中間管理事業の取組を推進することについてでございます。

農林水産課からは、集落営農組織の確保・育成については、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」等を活用し、東讃農業改良普及センターや東讃土地改良事務所と連携を取りながら、組織の経営発展や法人化に対する支援を行った。

また、多面的機能支払組織については、集落営農推進研修会への参加案内や市土地改良連合会当務者会における集落営農の推進等を通じて、その連携に努めている。

農地中間管理事業については、集落営農も視野に推進しているところであるが、集落の農地全てを借り受ける取組みについては、担い手も含めた合意形成が必要であるため

実情としては困難となっていると回答されております。

3 ページの土地改良課からは、集落営農組織の設立に当たっては、組織運営等の蓄積のある多面的機能支払活動組織との連携が図られるよう、情報提供や働きかけなど設立の支援に努めると回答されております。

次に、3 ページ(3) 土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業が実施できることとなった。現在、面積要件については、これまでの県営事業は平坦部20ヘクタール、中山間10ヘクタールであり、この半分程度に緩和する方針が示されているが、更なる面積要件を緩和すること。

また、本基盤整備事業と集落営農推進強化事業を一体的に実施し、圃場整備率を引き上げることにについてでございます。

土地改良課からは、団体営・単県・市単等土地改良事業の推進により、ほ場整備や水路、農道等農業基盤整備の促進に取り組むと回答されております。

次に、4 ページ(4) 全国的に相続登記未了となっている農地や所有者不明の農地は、遊休農地の発生要因及び農地利用の阻害要因になっている。

農地中間管理事業については、農地の利用集積を一層円滑に進めるという本来の事業の趣旨に基づき、機構に貸し付ける場合に限って、固定資産税の納税者等、相続人の代表者の同意で貸し付けることができるなど、法的な仕組みを構築することにつきましては、農林水産課から、国においては、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年目を迎える平成30年度に、農地中間管理事業に関する財政措置や事業のあり方全般について、法制上の措置も含めて見直すこととなっていることから、当該事業における貸借の仕組みの簡素化等について、機会を捉えて要望してきたところではあるが、法的な仕組みについては、国が決定するため、直接的な関与は困難であると回答されております。

次に、5 ページ(5) 本市においては都市と農村が近接しているため土地利用の競合が起こり、農地に対する都市的需要が生じ農地集積の妨げになっている。

平成28年度の「香川県農業振興地域整備基本方針」の変更に伴い、30年度に「高松市農業振興地域整備計画」が変更されることになっているが、新たな整備計画は29年度に行う基礎調査を適正に反映させるとともに、農業振興地域制度の適正な運用を図り優良農地を確保することについては、農林水産課から、農業振興地域制度については、「市町の農用地利用計画の変更に係る県の判断基準」の一部改正に伴い、平成29年4月以降、農用地区域からの除外にかかる要件を厳格化して運用するなど、優良農地の確保に努めている。

県の基本方針の変更や高松市立地適正化計画の策定に伴い、今後、「高松農業振興地域整備計画」を変更する予定であるが、平成29年度においては整備計画の変更に向けた

基礎調査の一環として、農業者意向調査を実施したところである。

平成30年度においては、昨年度に実施した農業者意向調査を取りまとめるほか、引き続き基礎調査を実施するとともに、新たな整備計画案の作成に当たっては、基礎調査結果を適正に反映し、優良農地の確保を図りたいと回答されております。

次に、6ページの2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についての(1) 中山間地域等直接支払事業により、荒廃農地の新たな発生防止が図られるなど、農地の多面的機能が維持されているが、耕作放棄地や荒廃した山林竹林は有害鳥獣の温床にもなっており、隣接する農地の荒廃も懸念されることから、事業の利用拡大に努めるとともに、制度の継続・拡充を図ること。

また、隣接した山林、竹林に鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう支援措置を拡充することにつきましては、農林水産課から、平成29年度は中山間地域等直接支払制度について、特定農山村地域等の5法指定地域のほか、香川県における特認基準を活用し、農林統計上の中山間地域である東植田、西植田、下笠居及び庵治地域も当該制度の支援対象としている。取組面積は、平成27年度の279ヘクタールから28年度には281ヘクタールに拡大したほか、5集落が体制整備のための前向きな活動に、1集落が超急傾斜農地保全管理加算に取り組んでいる。

また、国の鳥獣被害防止対策交付金等を活用して、防護柵や緩衝帯の設置を推進するとともに、市民活動団体等が行う里山の保全活動に対する支援を実施している。

平成30年度は中山間地域等直接支払制度について、5年間の集落協定の4年目となるが、引き続き当該制度の活用を推進する。

鳥獣被害防止対策の緩衝帯の設置については、要望のあった集落において鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して事業を実施すると回答されております。

7ページ(2) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「多面的機能支払交付金事業」の利用拡大に努めることについては、土地改良課から、平成30年度は引き続き、水源涵養や景観形成といった農村、農業が有する多面的機能を維持、発揮するため、新規組織の拡大や活動内容の充実等を推進し、農業生産活動の継続等を支援する予定であると回答されております。

8ページ(3) 「環境保全型農業直接支払」に基づき、農業者で組織される団体等が行う、環境にやさしい営農活動を促進すること。また、エコファーマーの認定支援など、有機農業に取り組む農業者を有機JAS認定取得へ誘導するとともに、堆肥を効果的に活用するため、WCSや稲わらと堆肥の交換など、耕種農家と畜産農家の連携による地域内資源の循環を推進することについては、農林水産課から、平成29年度は国の環境保全型農業直接支払制度を活用し、エコファーマー等が組織する団体を支援し、環境に優しい営農活動や有機農業に取り組む農業者を支援した。

また、国・県の事業を活用し、耕種農家がWCS用稲等を栽培し、畜産との連携による地域内資源の循環を行う耕畜連携を推進した。

平成30年度は環境保全型農業直接支払制度については、30年度から、これまでのエコファーマー認定に代わり、国際水準GAPの取組みが交付要件となるが、引き続き当該制度の推進を図り、環境に優しい営農活動を促進する。

また、引き続き国・県の事業を活用し耕畜連携を推進すると回答されております。

9ページ（4）地域の担い手や営農組織等が農地の維持・管理を行うとともに、荒廃農地発生の抑制と解消に向けて平成29年度から「荒廃農地等利活用促進交付金事業」が行われているが、その有効活用を図るため、制度の周知と補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助制度を創設すること。

高齢化等による人手不足や資金難等により、耕作放棄地の再生が困難なケースが増加し、近隣の農地や住宅等に悪影響が出ているため、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度を創設することについては、農林水産課から、29年度は、耕作放棄地等の再生利用について、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」に代わり、「荒廃農地等利活用促進交付金」がスタートしたところであるが、補助要件等の変更に伴い、29年度については、当該交付金を活用できる案件がなかったため、次年度での活用に向けた補助対象案件の掘り起こしに努めた。

荒廃農地等利活用促進交付金については、草刈り等を委託した場合も補助対象となるので、新たな制度は創設していない。

平成30年度については、荒廃農地等利活用促進交付金の積極的な活用を図るとともに、県が作成しているPRパンフレット等を活用し、当該交付金の周知に努める。

再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助については、認定農業者等の担い手からの要望があれば、既存の事業において対応を検討するとともに、JA所有のモア（レンタル）の活用等により対応すると回答されております。

10ページ（5）本市では、オリーブの栽培を推進するため県の「オリーブ生産拡大総合支援事業」やキウイフルーツなどの「さぬき讚フルーツ拡大支援事業」を活用し、苗木代の助成、灌水施設の整備等への支援に取り組み耕作放棄地の解消と生産拡大を促進しているが、更なる耕作放棄地の再生を図ることについては、農林水産課から、平成30年度においては、キウイフルーツの生産拡大に取り組む認定新規就農者が、国の荒廃農地等利活用促進交付金を活用する予定であるが、交付金の上限事業費が200万円未満となっているため、当該交付金では再生作業のみを実施し、灌水施設の整備等については、県の「かがわ園芸産地活性化基盤整備事業」を活用する予定であると回答されております。

11ページ（6）農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のため、平成29年度から新たな「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」が行われ

ているが、その有効活用を図るため、制度の周知と補助率を引き上げることについては、土地改良課から、事業期間を35年度まで延長しており、引き続き耕作放棄地発生防止土地改良事業の推進により、農地の有効活用や耕作放棄地発生の未然防止を図ることとしていると回答されております。

なお、ここから26ページまでは、農林水産課からの回答となっております。

12ページ（7）竹林が、農地まで侵入し農業生産だけでなく、日々の生活にまで支障が出ており、本市においては、県の「放置竹林整備推進事業補助金」に上乗せ補助を行っているが、更なる支援の充実・強化に努めるとともに、伐採竹の有効資源化を推進することについては、29年度から、新たに香川県里山環境整備事業補助金交付要綱が制定され、本市もそれに対し上乗せ補助を行っている。

平成29年度は、この制度を利用して約8ヘクタールの放置竹林整備が行われた。

平成30年度は、引き続き県と連携し、放置竹林整備推進事業による支援に努めたいと回答されております。

次に、13ページ（8）有害鳥獣等被害防止対策としての防護柵設置補助制度は、県・市と香川県農協・農済が連携して実施しているが、依然、農作物被害額は高止まりの傾向にある。このため、生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大が懸念されることから、補助制度の予算を増額すること。

また、イノシシ等による被害は、深刻化・広域化していることから、新たな「高松市鳥獣被害防止計画」に基づき、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し、「鳥獣被害対策実施隊」による捕獲・防護・環境整備を一体的に実施すること。併せて大学との連携により有害鳥獣の生態を研究するなど、鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会を開催するとともに、ジビエ料理の普及に努めることについては、平成29年度は防護柵設置補助は、農協と連携し設置希望者の要望に十分対応できるよう予算確保に努めている。また、新規狩猟免許取得者に受験手数料の一部を助成し、捕獲従事者の確保に努めた。イノシシの出没が多い地域には、鳥獣被害対策実施隊にわたる増設の指示をしたほか、有識者を招きイノシシやサル等の生態や防護柵設置について講習会の実施、県と協同して小学校へイノシシの出前教室を実施した。ジビエの利活用として、たかまつ食と農のフェスタで、来場者にイノシシの丸焼きの試食や、ジビエカレーうどんの販売を通じてジビエを身近なものとして認知してもらえた。平成30年度も引き続き防護柵の設置や狩猟免許取得費用に関する補助制度を継続し、イノシシ等の捕獲、防御、環境整備を充実させ、農作物被害や生活環境被害の防止に努める。イノシシの出没が多い地域には鳥獣被害対策実施隊に積極的な捕獲を依頼し、生息数の減少に努める。その他、有害鳥獣捕獲者には、高松市鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ以外にもアラグマやハクビシン、カラスなどの捕獲を推進していく。また、イベント等を活用してジビエの普及に努めると回答されています。

次に、14ページの3 新規参入等担い手に関する施策の改善についての（1）農業後継者はもとより、多様なルートから意欲ある人材を確保するため、新規学卒者を始め、U・J・I ターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動を充実させること。

農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金（年間150万円））については、給付希望者が多く需要が大きいため、十分な予算を確保するとともに、青年就農者が「人・農地プラン」に円滑に位置付けられるよう支援すること。また、新規就農者など次世代の担い手の育成に向け、技術の優れた農家の高度な生産技術の伝承と経営の効率化を図るため、ICTなどのスマート農業技術の導入を支援することについては、平成29年度は、新規就農者の円滑な就農を促進するため、国の農業次世代人材投資資金を活用するとともに、新規就農者の人・農地プランへの位置づけについて支援した。

平成30年度は新規就農者の円滑な就農を促進するため、国の農業次世代人材投資資金を活用するとともに、新規就農者の人・農地プランへの位置づけについて支援していく。

また、次世代の農業経営を総合的に支援するため、新たに「たかまつ農業ICTシステム導入活用支援事業」を創設し、ICTの導入・活用により農業経営の改善・発展を目指す農業者等を支援する予定であると回答されています。

次に、15ページ（2）平成29年度からの農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の対象者に対しては、「経営・技術」、「資金」、「農地」に分けて、それぞれの専属担当者を選任し、給付期間を通じて3名以上のチームでサポートする体制に強化された。農業委員会においても、「農地」の分野において支援していくこととしているが、新規就農者が途中で挫折、離農することがないように、就農の定着に当たっては、「経営・技術」の向上が不可欠であるので、その分野においてサポートする支援体制を充実・強化することについては、平成29年度から農業次世代人材投資事業の対象者に対するサポート体制の整備が要件化され、これに対し、「農地分野」については、農業委員会に支援を依頼するとともに、その他の「経営・技術、資金」の分野についてのサポートを香川県、農協、金融機関に対して依頼し、サポート体制を整備した。平成30年度は必要に応じて、サポートメンバーと連携して新規就農者を指導していくと回答されております。

次に、16ページ（3）高松産ごじまん品を活用した6次産業化や農商工連携を促進するため、地域の活性化が期待でき、独創的で将来性のある新たな加工品やサービスの開発に対して支援を行う「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」を拡充することについては、農産物のブランド化及び農業所得の向上を図るため、平成29年度に「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」を創設し、6次産業化・農商工連携を推進していると回答されています。

次に、17ページ（4）担い手の確保が困難な中山間地域等において、対象区域や面積

の下限など、一定の条件を設定した上で、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度を創設すること。また、国の「中山間地農業ルネッサンス事業」を活用し、各種支援事業における優先枠の設定や制度を拡充することについては、平成29年度は、中山間地域等の条件不利地域では、新規就農者が直ちに営農を開始することは困難である場合が多いが、29年度より新たに開始した「高松市認定農業者経営拡大事業」については、新たに認定農業者となった者が中山間地域等直接支払制度の対象区域において規模拡大を行った場合の加算措置を設けたところである。

また、中山間地域等における取組を支援するため、各種支援事業における優先枠等が設定されている「中山間地農業ルネッサンス事業」については、国の中山間地農業振興指針に基づく将来ビジョンを作成し、平成29年度においては、鳥獣被害防止総合対策交付金において、当該事業による優先枠を活用している。

平成30年度は引き続き「高松市認定農業者経営拡大事業」において、中山間地域等直接支払制度の対象区域での規模拡大を支援するほか、「中山間地農業ルネッサンス事業」による優先枠等を活用すると回答されています。

次に、18ページ（5）国においては、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデアなどを結び付け、新たな商品やサービスの開発を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大することとしている。

経営力を磨くために集まり、アイデアを出し合い、ビジネスを生み出そうとする若い女性たちを支援することが、地域や農業の活力に繋がることから、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を促進する取組を強化することについては、平成29年度は、女性農業者の活動促進について、重要な課題であり、これまでも家族経営協定の締結や生活研究グループに対する支援等により、女性の農業経営への参画と活動の場づくりを図ってきた。また、平成29年度に「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」を創設し、農業の新たな取組を支援した。

平成30年度は、家族経営協定締結の推進や生活研究グループに対する支援を行うほか、「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」等を活用し、女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展への取組みを推進していく回答されています。

次に、19ページ（6）食料自給率と耕地利用率向上の観点から、主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大や耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるWCS用稲の生産拡大に向けた支援を講じることについては、平成29年度は飼料用米等の新規需要米について、国が設定した交付金に、県独自の産地交付金の加算を行い生産振興を推進してきた。

また、耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるWCS用稲の取組については、高松市地域農業再生協議会が事業主体となって、県の補助事業を活用し、栽培試験等の取組を行

った。

平成30年度は引き続き高松市地域農業再生協議会などの関係団体と連携し、需要に応じた飼料用米等の新規需要米の生産を推進する。

また、WCS用稲の取組については、高松市地域農業再生協議会が事業主体となって、県の補助事業を活用し、栽培試験等の取組を実施するなど、耕畜連携を推進していくと回答されています。

次に、20ページ（7）本市の畜産経営は、高齢化等による後継者不足に加え、為替変動による飼料費の高騰、さらには素牛価格の高騰により恒常的に厳しい環境にある。乳用牛の酪農家は素牛価格の高騰が続き、経営を圧迫するようになったことから、肥育経営から繁殖、肥育の一貫経営により、収益性の向上を図る農家の事例が見られるが、肉用牛については、繁殖牛と肥育牛とでは飼養方法が異なることから、繁殖と肥育の一貫経営が困難な状況にある。

肉用牛肥育農家の生産基盤を強化するため、収益性を向上させる既存の「畜産競争力強化対策整備事業」と素牛を供給する繁殖農家との連携した新たな枠組や、繁殖農家と肥育農家を集約化し、一貫経営が行える体制を構築することにつきましては、平成29年度は、地域の酪農経営体や関係団体で構成する「香川地域高品質牛乳生産協議会」が策定した畜産クラスター計画に基づき、中核的な経営体が取り組む、経営規模の拡大や家畜飼養管理施設等の整備を支援したほか、生産した堆肥を活用する耕畜連携体制の確立による生産コストの低減など、生産基盤の強化に取り組んだ。

また、市独自の優良繁殖雌牛導入事業・優良子牛保留奨励事業による素牛購入に対する助成に取り組んだ。

平成30年度は畜産競争力強化対策整備事業を活用し、地域の酪農経営体や関係団体で構成する「香川地域高品質牛乳生産協議会」が策定した畜産クラスター計画に基づき、家畜飼養管理施設の整備に対し、引き続き支援に取り組む。

予算については、交付申請前に補正予算で行うよう計画している。

また、素牛購入に対する助成についても継続し、畜産農家の収益性の向上と生産基盤の強化に努めると回答されております。

次に、21ページの4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についての（1）平成30年産米から国による生産調整や、10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金は廃止されるが、米の需要動向、販売、在庫状況などきめ細かな情報を提供し、需要に応じた生産に取り組めるよう努めるとしているが、数量あるいは面積の判断そのものを誰が行うかが重要である。平成30年産以降の米政策の見直しに当たっては、高松市地域農業再生協議会を中心に、需給安定に向けた体制を整備することについてでございます。

平成29年度は、主食用米の生産調整、担い手農家の経営安定及び食料自給率の向上等を推進するため、高松市地域農業再生協議会を主体として国の経営所得安定対策に取り

組んできた。

平成30年度は、今年度から、国を通じて主食用米の生産数量目標の配分がなくなるとともに米の直接支払交付金が廃止されたが、高松市地域農業再生協議会を主体とした関係機関と連携し、経営所得安定対策を活用するなど、需要に応じた作物の生産など、水田のフル活用に向けた取組みを推進していくと回答されています。

次に、22ページ（2）収入保険制度については、平成31年産から導入する新制度であり、国において、早期に適正規模を確保する必要があることから、JAなどの関係機関と連携して、きめ細かく推進することとしている。

今後、農業共済組合と連携・役割分担しながら、制度の効率的・効果的な普及、推進が図られるよう、制度の周知や、加入促進と円滑な移行のための対策を講じることについては、平成29年度は、収入保険制度について、農業者の経営安定のために重要な制度であるため、市報で制度の周知を行うとともに、認定農業者・認定新規就農者等に周知を行った。平成30年度も、引き続き収入保険制度の周知活動を実施すると回答されています。

次に、23ページ（3）農業生産工程管理（GAP）は、環境への配慮や農産物の安全性の確保などに農業者が適正に取り組んでいると第三者が認証するもので、2020年に控える東京五輪・パラリンピックで提供される食材は、認証取得が条件付けられており、五輪後の輸出や国内での有利販売にも繋がり、取得を推進する必要がある。

GAPの普及・拡大に向けて、認証取得を支援する会議を立ち上げ、認証に係る農業者の負担が軽減できるよう、JAの生産部会などにグローバルGAPなどの取得を促進するほか、小規模な農家・団体にも目配りするなどの取組を推進することについては、

平成29年度は、GAP認証について、GAP認証の取得費用や認証継続のための更新費用などコスト面での課題があり取得が進んでいないのが現状ではあるが、29年度については、東讃農業改良普及協議会主催の「GAP」研修会や広報媒体等を通じて、農業者や農業団体への普及・啓発に努めた。

平成30年度は、30年度からの「環境保全型農業直接支払制度」において、国際水準GAPの取組が交付要件となるため、当該制度の推進を図ることにより、GAPの取組を推進する。

また、GAPの実践や認証取得については、ICTを活用することが有効であると考えられるため、「たかまつ農業ICT導入活用支援事業」によりGAP認証へ取り組む農業者を積極的に支援したいと回答されています。

次に、24ページ（4）本市の農業の特徴は、米作りと園芸作物や露地野菜等との複合経営を営む都市近郊型農業であり、高齢化や人口減少が進展する中で、今後、農業の持続的な発展を図るためには、県が推奨する「さめき讃フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産物の生産を推奨・振興するとともに、商品価値を高め、競争力のある

ブランドとするため、商標（J A S）や地理的表示保護制度（G I）など知的財産を戦略的に活用し、県内外の消費拡大と海外も視野に入れた新たな販路を開拓し販売を促進すること。

県オリジナルの「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の高品質化による需要に応じた生産拡大を図るため、県・市・香川県農協・生産者団体等が一体となって集荷から販売までの流通体制を整備することについては、平成29年度は、経営規模の零細な農業者が多い本市では、高品質な作物の生産による所得の確保を図るため、園芸品目では、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」等の産地を育成するため県や市等の補助事業を活用して支援してきたところである。

また、耕種作物についても「おいでまい」や「さぬきの夢2009」等の高品質な作物の生産振興を関係機関等と連携して推進してきた。

平成30年度は、引き続き補助事業などを活用し高収益作物の生産を振興するとともに、輸出や地理的表示保護制度の活用などを視野に入れて関係機関と連携して推進していきたいと回答されています。

次に、25ページ（5）香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讚岐野菜」としてマーケットイン発想のブランド化に努めることについては、平成29年度は、女性農業者が中心となって活動している高松市生活研究グループ連絡協議会が開催する「マンバ」などの地場野菜を使用した伝承料理教室を支援するほか、高松市農産物ごじまん品推進協議会が実施する「高松産ごじまん品」のブランド化、P R活動を推進してきた。

平成30年度は、引き続き高松市生活研究グループ連絡協議会や高松市農産物ごじまん品推進協議会等と連携し、地場野菜等の認知度向上・ブランド化を推進していくと回答されています。

次に、26ページ（6）生産者と消費者がふれあい、安心して農産物が購入できる場として、市民の利用が定着している産地直売所については、農家の収益向上と地産地消の中心的な役割を担っているが、出荷者の高齢化や品揃えの確保が課題となっている。このようなことから、直売所出荷者を育てる農業塾、営農指導部署と連携した新作物講習会、遠距離地区向けの集荷便などの取組を強化することについては、産地直売所の出荷者の高齢化が問題となっており、新規就農者の確保を図るため高松市農産物ごじまん品推進協議会が実施主体となって「ごじまん野菜塾」を開催している。

また、産地直売所の品揃えを確保するため県・農協等と連携し、新作物講習会の開催等について検討していくと回答されています。

次に、27ページ（7）地産地消・食育を推進するため第3次食育推進基本計画（農水省策定）に基づき、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」として定め、「若い世代を中心とした」、「多様な暮らしに対応した」、「健康寿命の延伸に繋がる」、

「食の循環や環境を意識した」、「食文化の継承に向けた」食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すること。

消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点が必要であることから、香南アグリーム等を活用して、高松産ごじまん品で作った新メニューや郷土料理、保存食の講座を開設（食育の日）するなど、その利活用を促進することについては、保健体育課からは、朝日新町学校給食センターにおいて食育セミナーを開催し、当センター見学会、収穫体験、子ども料理教室、親子料理教室を実施している。平成29年度は、食べて菜の収穫体験を行い、生産者との交流を行った。

また、市栄養士が私立幼稚園に出向いて、保護者や幼児対象に食育を行っている。

平成29年5月から、毎月「ふるさとの食再発見週間」に、郷土料理や地場産物を多く取り入れた献立の日を設けたり、毎年1月の「学校給食週間」に、郷土料理の日を設定したりして、地産地消や食文化の継承に積極的に取り組んでいる。また、学校給食週間に、学校給食展を開催して、幅広い年代の方に、学校給食への理解や食育の啓発を行っている。

香川県産食材の利用促進に取り組むため、生産者・流通業者等の関係者と連携し、計画的・長期的に食材の確保に努めている。また、県産野菜を旬の時期に使用する献立を作成するなどの工夫を行っていると回答されています。

28ページ上段のくらし安全安心課ですが、消費者月間事業において、地域実践パネル展による香川県産食材の紹介コーナーを設け、地産地消の促進を図ると回答されています。

中段のこども園運営課は、出前食育事業を実施し、公立保育所・幼稚園・こども園の保護者や子どもたちに講話やクッキングなどを通して、地産地消、食文化の継承等の啓発を行ったほか、公立保育所・幼稚園・こども園において、地域の方と連携しながら、菜園活動や緑のカーテン作り、郷土料理や伝統食のクッキング（餅つき・打ち込みうどん等）を実施し、その状況等を課のホームページから発信したと回答されています。

下段の保健センターからは、平成29年度は6月の食育月間にあわせて、6月10日（土）・11日（日）に瓦町フラッグにおいて、食育関係課及び関係団体と食育フェスタを開催し、食育推進を図った。平成30年度は引き続き食育月間での啓発事業を実施するとともに、高松市健康都市推進ビジョンに基づき、野菜摂取量増加に向けた取組として料理講習会等を実施する中で、旬の野菜の利用促進や食の循環や環境を意識した啓発を実施する予定と回答されています。

29ページの農林水産課からは、平成29年度は食育の推進を図るため高松市農産物ごじまん品推進協議会が実施主体となり、高松市生活研究グループ連絡協議会と連携し、香南アグリームを利用して、親子農業体験教室（農作物収穫体験・調理実習・食育の講義）を実施してきたが、30年度も引き続き親子農業体験教室を開催するとともに、香南アグ

ルームで実施している手作り体験教室・収穫体験等をPRしてその活用の促進を図ると回答されています。

次に、30ページ（8）第3次食育推進基本計画に基づき、学校給食における米飯給食を週4回程度と実施回数を増やすとともに、食味が良いカントリーエレベーターの今摺米の利用など地元農畜産物の更なる使用拡大や観光産業での活用を推進すること。

地域の伝統料理の調理実習を推進するなど、伝統的な食文化を家庭・学校・保育所等で伝えていく食農教育への支援を強化すること。また、全ての小・中学校において農業体験や出前授業などの取組を一層推進することについては、上段の保健体育課からは、平成29年度はカントリーエレベーターの今摺米を利用することについて、現在、学校給食用の米は、（公財）香川県学校給食会が取り扱う基本物資として購入しているため、このような要望があることを同給食会へ情報提供した。平成30年度は米飯給食を週4回程度と実施回数を増やすことについて、これまでも、米の消費拡大のため米粉パンを使用するなど献立の工夫を行ってきたが、30年度も、パンや麺類等とのバランスを考慮しながら適切に対応していく。また、生産者、流通業者等の関係者と連携を図り、地場産物の活用を推進すると回答されています。

下段のこども園運営課ですが、出前食育事業を実施し、公立保育所・幼稚園・こども園の保護者や子どもたちに講話やクッキングなどを通して、地産地消、食文化の継承等の啓発を行った。

公立保育所・幼稚園・こども園において、地域の方と連携しながら、菜園活動や緑のカーテン作り、郷土料理や伝統食のクッキング（餅つき・打ち込みうどん等）を実施した。その状況や食に関する情報を課のホームページより発信した。

給食に地場産物を使用し、郷土料理や郷土食を積極的に取り入れたと回答されています。

31ページ上段の保健センターからは、平成29年度は6月の食育月間にあわせて、6月10日（土）・11日（日）に瓦町フラッグにおいて、食育関係課及び関係団体と食育フェスタを開催し食育推進を図った。平成30年度は引き続き食育月間での啓発事業を実施するとともに、高松市健康都市推進ビジョンに基づき、野菜摂取量増加に向けた取組として料理講習会等を実施する中で、旬の野菜の利用促進や食の循環や環境を意識した啓発を実施する予定と回答されています。

中段の観光交流課からは、観光客誘致、満足度の向上につながる取組を推進していく中で、観光ツアー商品に地元農畜産物を活用した食事等の提供の働き掛けなどを検討してまいりたいと回答されています。

下段の学校教育課からは、平成29年度は総合的な学習の時間活性化推進事業により、各小中学校に補助金を交付するとともに、地域人材の積極的活用や体験活動の充実が図れるよう、研修会等を通じて事業についての趣旨説明を行った。

また、生活科、技術・家庭、総合的な学習の時間等で生活科、理科、技術・家庭、総合的な学習の時間等で米（バケツ稲）、麦や野菜（トマト（プチトマトを含む）、キュウリ、ナス、ピーマン、サツマイモ等）などを栽培・収穫する活動を行った。

近隣の農家の方（農家女性を含む）に指導を依頼し、作業方法を教わるとともに、収穫した野菜等を学校給食や調理実習（外部指導者として農家女性）などで試食するなど、児童生徒の食への関心を高め、豊かな心を育むための取組みが充実した。

平成30年度も総合的な学習の時間活性化推進事業により、各小中学校に補助金を交付するとともに、研修会等を通じて事業についての趣旨説明を行う。

生活科、技術・家庭、総合的な学習の時間等における体験活動の充実について、地域の外部指導者（農家女性を含む）を積極的に活用するよう、研修会、学校訪問や要請訪問等の機会に指導すると回答されています。

次に、33ページ（9）本市においては、平成20年に新たに都市計画マスタープランを策定し、目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」を掲げ、コンパクトなまちづくりに取り組んでいるが、このマスタープランの改定と住居や都市機能増進施設の立地の適正化等、実施レベルの具体的な施策等を定める新たな高松市立地適正化計画においては、自然と調和した豊かさを感じられる住みやすいまちをつくるために、農住調和形成ゾーンである居住誘導区域外の一定以上の農地がまとまっている地域については、都市計画と農業振興地域整備計画の一体的な運用により農地の保全を図ることにつきましては、都市計画課からは、29年度は29年8月に高松市都市計画マスタープランを改定し、「農住調和形成ゾーン」について、農業振興を進めるため地域特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、まとまった優良農地の保全を図ることとしている。

また、平成30年3月に高松市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域、居住誘導区域を定め、商業や居住機能の集積を図ることとしている。

平成30年度は立地適正化計画に基づく届出を通じて、居住誘導区域外における住宅開発等についての動向の把握を行うこととしており、区域外における行為については、必要に応じて指導を行うなど、適切な土地利用に努めていくこととしていると回答されています。

以上が平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について（回答）の内容でございます。

続きまして、平成31年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について御説明を申し上げます。

資料5の1の議案第13号を御覧ください。

この意見につきましては、昨年度に引き続き、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を関係行政機関等に対し提出するため平成31年度高松市農業施策及び県農業施

策の改善に向けた意見募集として各農業委員さん・推進委員さんをお願いするものです。

なお、意見提出の時期につきましては、これまでと同じく農業会議から県への意見提出は9月、高松市長への意見提出は10月を予定しております。

先ほど御説明申しあげました平成30年度の意見と回答書も参考にいただき、31年度の意見について、7月末に開催される地区部会までに御提出をお願いしたいと考えております。

2枚目の別紙が記入用紙の様式でございます。

様式の一番下の確認欄には該当するものに○を付けていただきますようお願いいたします。

また、推進委員の皆様には郵送で意見募集のお願いをさせていただきたいと考えております。

議案第13号につきましては、以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見募集することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については意見募集することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

まず、報告1 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。期間は平成30年6月8日から7月6日までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の定例総会議決分といたしまして4条が2件、5条が7件、6月議決分といたしまして4条が20件、5条が36件、合計で4条が22件、5条が43件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の定例総会議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、6月議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、合計で4条が1件、5条が15件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、5月議決分の6番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の22番が開発許可未了により許可保留となっております。同じく5条関係で4月議決分の12番が開発許可未了により許可保留となっております。同じく5条関係で5月議決分の9番・16番・17番・25番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

5条関係で6月議決分の7番・8番が開発許可未了により、14番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

19番・20番の1から3まで、22番、賃借権の4番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で、許可状況の報告を終了します。

議長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、報告2 農業相談会の開催について事務局の報告及び説明を求めます。

浮田農政管理係長 報告2 農業相談会の開催について御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

8月の農業相談会の日程表でございます。

農業委員の皆様には、先日、郵便で御案内させていただいておりますが、再度、開催日時と場所の御確認をお願いいたします。

なお、17日午後の牟礼・庵治地区につきましては、前回は、牟礼総合センターの会議室で行ってりましたが、今回は、同じ建物ですが、牟礼コミュニティセンターの会議室になりますので御注意ください。

報告2は以上でございます。

議長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、最後に、報告3 平成30年度農地の利用状況調査について事務局の報告及び説明を求めます。

浮田農政管理係長 報告3 平成30年度農地の利用状況調査について御説明申し上げます。

資料8を御覧ください。

農地の利用状況調査について、今年も昨年と同様に、農業委員会と高松市及び高松地域農業再生協議会の地域組織である水田部会と共同で実施します。

お忙しいところ、また、暑い中、御負担をおかけしますが、よろしく申し上げます。

この調査は、農地利用最適化の一環として、市内の荒廃農地の状況を把握することを目的としており、この結果に基づいて、それぞれの農家へ意向調査を実施し、県農地機構への貸付けを促すなど、荒廃農地の減少を目指すものです。

資料を1枚めくっていただき、資料の2枚目、カラー刷りの「調査手順」を御覧ください。

1 荒廃農地の定義と判断基準でございますが、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地で、四角のなかの、ア) からオ) までの基準に該当する農地が荒廃農地です。

これを更に2種類に分類し、再生利用が可能な荒廃農地をA分類として地図上では緑色で表します。また、完全に山林化して、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地はB分類として地図上では赤色で表すこととしております。

次に、2の平成30年度の調査地図につきましては、基本的には昨年度使用した地図を続けて使用しますが、29年度の調査で書込みがあった地図については、29年度の調査結果を反映させた新しい地図を作製し、差替えしております。

次に、調査結果の記入方法は以下の6種類です。

3の①、昨年度まで荒廃農地と判断されていたものが、平成30年度に営農が再開されていた場合は、鉛筆で農地の部分に×印をし、「ア30」と記入してください。

3の②、営農はされていないものの、平成30年度に保全管理の状態になったときは、同じく鉛筆で農地の部分に×印をし、その「イ30」と記入してください。

4の③、「赤」から「緑」に、荒廃農地の状況が改善されていた場合は、農地1筆ごとの内側に緑のマーカーで30と記入してください。

4の④、「緑」から「赤」に荒廃度が進行していた場合は、農地1筆ごとの内側に赤のマーカーで30と記入してください。

次に、新たに発見した場合でございますが、5の⑤、新規にA分類の荒廃農地を発見した場合は、緑のマーカーで農地をふちどった後その中に緑のマーカーで30と記入してください。

5の⑥、新規にB分類の荒廃農地を発見した場合は、赤のマーカーで農地をふちどった後その中に赤のマーカーで30と記入してください。

①から⑥までの、記入方法の見本を3枚目に付けていますので参考にしてください。

特に記入がなかった農地は、昨年度から変化がなかったものと判断させていただきます。

実際の調査の時期や進め方等につきましては、それぞれの水田部会によって異なりますので、それぞれの水田部会に関係者との調整をお願いしています。

また、調査に参加された方は、資料の4枚目に付けている、農地パトロール調査票を提出していただきますようお願いいたします。

報告3は以上でございます。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成30年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時35分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員